

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

1. （預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. （預金の支払時期）

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. （利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

（4）当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について、次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日と

したこの預金の場合

- A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満……約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×30%
- E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×40%
- F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×40%
- G. 3年以上5年未満……約定利率×70%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×20%
- E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×30%
- F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×30%
- G. 3年以上4年未満……約定利率×50%
- H. 4年以上5年未満……約定利率×70%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上